

福島区内に空き家をお持ちの方へ

空き家を何もせず放っておくと…



近所迷惑



破損・建物の老朽化



ごみ問題・景観悪化

自分だけでなく、周りに被害を及ぼす危険性があります。

さらに…

税金が約3倍になるかもしれません。

2023年12月に空き家に関する法律が改正されました。
空き家を放置し管理不全空き家や特定空き家と判断され、大阪市から勧告された場合、
住宅用地の特例が適用されず
土地の固定資産税・都市計画税が上がる可能性があります。



こうならないためにも
何でもお気軽にご相談ください。



相談方法の流れについては裏面をご確認ください。

ご提案の流れ

お問い合わせ

お電話でお気軽にご相談ください。



ご相談

空き家に関するお悩みを細かくヒアリングし、最適な解決策をご提案します。



なんでもお気軽にご相談ください

しばらく使わない！なら

管理

定期的に空き家を見に行き、周りに被害が及ばないように、きちんと管理しましょう。



利活用したい！なら

売却・賃貸

売却や賃貸することで、住まいや店舗などに活用できます。



解体

周辺の迷惑にならないように解体することで、利活用の幅が広がります。



弊社は福島区役所と協定を結び、活動しております！
皆で空き家を減らして、福島区を活性化させましょう！

ご相談無料です。

お電話よりお気軽にご相談ください。(担当:大西)

☎お電話06(6447)1357

電話受付:9:00~17:00

※休日:土・日・祝・その他弊社指定日(GW・夏季休暇・冬季休暇含む)



福島区役所HP内
該当ページはこちら！



株式
会社

阪神住建

〒553-0006 大阪市福島区吉野1丁目21番14号